

比較政治文化の意義！

比較すれば見えてくる公職選挙法



◎政治問題の根本は？

日本政治には様々な問題が存在しています。例えば、「世襲議員の多さ」、「一般的日本人と政治との隔たり感」等。それらの問題の原因はどこにあるのでしょうか。「これは民主主義制度の問題ではなく、日本人の国民性が原因だから仕方ない。」というような話を耳にすることがあります。しかし、他国との制度上の相違

あるいは国民性の違いを具体的に検証せずあなた自身もそのような発言をしていないでしょうか。そこで問題の原因を正しく把握するために、比較政治文化ではどのような政治現象に対して、国民性と政治制度・仕組みからの影響を分けて考える姿勢が極めて重要となります(図1)。

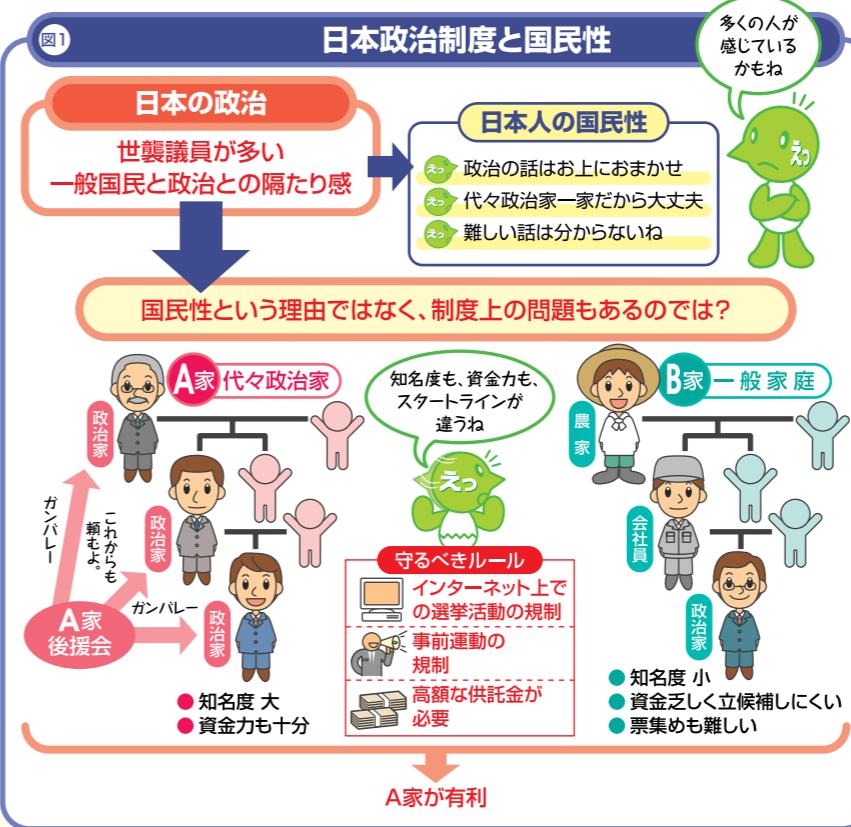
表1
日本の
選挙運動の
規制について

公務員の選挙運動規制	在職中、選挙運動できない
戸別訪問の規制	禁止されている
事前運動の規制	選挙運動は立候補届け出日から投票前日までに限定
文書の規制	ビラ、ポスターなど細かい規制がある
演説会、宣伝カー等の規制	演説会、車、拡声機の様々な制限がある
インターネットの規制	選挙運動に利用できない



◎私の国の紹介◎

フランスでは、日本に比べて自己主張の強い人が多いです。日本人の人は、まず話に耳を傾けてくれます。文化の違いでしょう。



◎「お上まかせ」か「制度問題」か

具体的には、「世襲議員の多さ」に関しては日本の家制度あるいは日本社会の封建的な側面が要因として挙げられます。親子代々で受継がれてきた「領主」「老舗」ならば安心して任せられると考え、政治家の能力を判断する際に血筋・家系を考慮する傾向が平均的な日本人には染付いているという考え方でしょう。また「一般的日本人と政治の世界との隔たり感」に関しては上記と同様の理由で、自ら政治活動をやらず、特定の人達に政治のことをお任せするといった意識のあらわれでしょう。確かに、世襲議員を「サラブレッド」といって持ち上げ、政治や行政をしばしば「お上」と表現していることから、文化的要因を完全に否定することはできません。しかし、それだけで現行の政治制度に問題点はないのでしょうか。

◎政治制度を再考

例えば、「べからず法」とも呼ばれている公職選挙法から来る悪影響は十分に検討されているでしょうか。

日本の公職選挙法は選挙活動の障害になる規制が極めて多いということが分かります。典型的な例は、「インターネット上で選挙活動の規制」、「事前運動の規制」、「高額な供託金」(図2、表1)等があります。これらの規制は全て現役の政治家、あるいは世襲議員に有利に働きます。このことは裏を返せば、現在の日本では知名度の低い人間や資産家ではない人間、つまり平均的な日本人の被選挙権は法律上十分に保障されていないと言えるでしょう。したがって平均的な日本人の被選挙権の障害となる規制を無くした上で、それでも世襲議員が減らず、国民が政治を遠いものを感じるならば、初めてこれらは国民性に起因する政治問題と言えるのではないでしょうか。

図2 供託金について

選挙	金額	供託金没収点
衆議院小選挙区	300万円	有効得票総数の1割
参議院選挙区	300万円	有効得票総数と議員定数の商の8分の1
都道府県知事	300万円	有効得票総数の1割
都道府県議会議員	60万円	有効得票総数と議員定数の商の10分の1
指定都市の長	240万円	有効得票総数の1割
指定都市の議員	50万円	有効得票総数と議員定数の商の10分の1
指定都市以外の市の長	100万円	有効得票総数の1割
指定都市以外の市の議員	30万円	有効得票総数と議員定数の商の1割
町村長	50万円	有効得票総数の1割

*供託金とは…

公職選挙の立候補者が選挙管理委員会に預ける金額のこと。一定額に達しない場合没収される

